

支部規程（平成27年10月15日 理事会決議）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人東京労働基準協会連合会（以下「当法人」という。）の定款第34条第4項の規定に基づき、支部の組織、活動その他について必要な事項を定め、適正な支部運営を図ることを目的とする。

第2章 支部担当区域及び支部会員

（支部担当区域）

第1条 支部は、定款第3条の目的を達成するため、次項に規定する担当区域において、定款第4条に規定する事業を行う。

2 支部の担当区域は、原則として、支部を管轄する労働基準監督署の管轄区域とし、別表のとおりとする。（支部名称、所在地、担当地域等）

（支部会員）

第3条 支部会員とは、支部ごとの会員名簿に登録されている会員をいう。

2 支部会員は、住所又は所在地変更等の場合に入会及び会員資格規程様式第2号の変更届を提出して承認されたときには、他の支部へ転出することができる。

第3章 支部会員総会

（支部会員総会の構成）

第4条 支部会員総会は、支部会員をもって構成する。

2 支部会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

（支部会員総会の権限）

第5条 支部会員総会は、次の各号に掲げる事項を議決又は審議する。

- (1) 代議員の選出（定款第11条第2項）
- (2) 支部役員の選任又は解任
- (3) 支部に係る事業計画及び実施結果報告の承認
- (4) 支部長からの諮問があった場合の支部会則原案についての審議・答申
- (5) 当協会の活動等についての意見・提案のとりまとめ
- (6) その他

（種類及び開催）

第6条 支部会員総会は、定時支部会員総会及び臨時支部会員総会の2種類とする。

2 定時支部会員総会は、毎年1回事業年度終了後速やかに開催する。

3 臨時支部会員総会は、支部幹事会において開催の決議がなされたときに開催する。

（招集、議長及び決議）

第7条 支部会員総会は、支部長が招集する。

- 2 支部会員総会の招集は、支部長の指示により支部事務局長が開催日の7日前までに、その会議の目的である事項、開催日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 3 支部会員総会の議長は、支部長がこれに当たる。
- 4 支部会員総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。

第4章 支部役員

(支部役員の種類及び定数)

第8条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 定数は各支部会則による。
- (3) 支部幹事 定数は各支部会則による

(支部役員を選任)

第9条 支部幹事は、定時支部会員総会において選出し、任期は2年後の定時支部会員総会の終結の時までとする。

- 2 支部長及び副支部長は、支部幹事の互選により支部幹事会において選出し、特段の定めがないときは、その任期は2年後の支部幹事会(支部長等の改選に係るもの)終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された支部役員任期は、前任者の残任期間とする。

(支部役員職務)

第10条 支部長は、支部を代表し支部の会務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が欠けたときは、支部長の指名した副支部長がその職務を代行する。
- 3 支部幹事は、支部幹事会を構成し次条第2項の議決及び審議に参画する。

第5章 支部幹事会

(支部幹事会の構成及び権限)

第11条 支部に支部幹事全員をもって構成する支部幹事会を置く。

- 2 支部幹事会は、次の各号に掲げる事項を議決又は審議する。
 - (1) 支部長及び副支部長の選任及び解任
 - (2) 支部長及び副支部長並びに支部幹事から提出された議題についての審議
 - (3) 支部の運営に係る重要事項の審議
 - (4) 理事候補者1名の選任

(開催・招集・議長・決議)

第12条 支部幹事会は、毎年概ね4月の時期に通常支部幹事会を開催するほか、支部長

の招集により随時開催する。

- 2 支部幹事会の議長は、支部長がこれに当たる。
- 3 定足数及び決議は、理事会に関する定款第31条第1項及び第2項の規定に準じる。
- 4 その他支部幹事会に関する細則は、支部会則で定める。

(議事録)

第13条 支部事務局長は、支部幹事会を開催した場合、議事の概要をまとめ支部長の確認を取り保管しなければならない。

第6章 支部専門部会

(支部専門部会)

第14条 支部長は、支部に関する労務管理、安全・衛生等の専門分野の議題を検討・協議するため、支部長が委嘱する委員で構成される次の各号に掲げる支部専門部会を置くことができる。

- (1) 支部労務管理部会
- (2) 支部安全・衛生部会
- (3) 支部労災部会
- (4) その他の部会

- 2 支部長は、各支部専門部会長を選任又は解任し、各部会の議長その他の職に当たらせ、又は免ずることができる。
- 3 支部長は、支部専門部会長から支部専門部会で審議された結果の提案、報告等の提出を受けたときは、その内容に応じて支部の活動に反映させ、支部幹事会又は支部会員総会で審議し、会長に進達するなどその趣旨を活用するよう努めなければならない。
- 4 その他専門部会の組織、運営等に関する細則は支部会則で定める。

第7章 資金管理等

(資金)

第15条 当法人本部が直接支払うもの以外に支部の支出に充てる資金は、支部事務局長が前渡しを受けた運営資金をもって充てる。

(運営資金の実行)

第16条 支部の運営資金は、その範囲内において支部事務局長が支出することができる。

- 2 支部の会計処理は、理事会の決議により定める「会計処理規程」による。

(運営資金の申請・配布)

第17条 支部の運営資金は、所定の時期に支部事務局長から本部事務局長に対して申請を行い、承認された後に配布される。

- 2 支部事務局長は、支部の運営資金の支出の実績を、所定の時期に本部事務局長に報告する。

第8章 雑則

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 各支部への移行当初の支部長、副支部長及び支部幹事等の役員は、移行前の各地区協会の会長、副会長、理事等の役員をもって充てることとし、その任期は、移行後の支部会員総会の終結の時までとする。

別表 (支部規程第2条関係)

支部名称	〒 所在地	TEL FAX	担当区域	労働基準監督署
(公社) 東基連 中央労働基準協 会支部	102-0084 千代田区二番町9-8	03-3263-5060 03-3263-6485	千代田区、中央区、 文京区、伊豆諸島	中央労働基準監督署
(公社) 東基連 上野労働基準 協会支部	110-0015 台東区東上野 5-17-8 中銀第二 東上野マンション 1階 店舗5	03-5830-7441 03-58307442	台東区	上野労働基準監督署
(公社) 東基連 足立荒川労働 基準協会支部	120-0026 足立区千住旭町 12-3	03-3870-7780 03-3881-7784	足立区、荒川区	足立労働基準監督署
(公社) 東基連 江戸川労働基 準協会支部	134-0091 江戸川区船堀4-1-1 江戸川区総合区民 ホール3F	03-3804-8472 03-3904-8473	江戸川区	江戸川労働基準監督署
(公社) 東基連 立川労働基準 協会支部	190-0023 立川市柴崎町 2-2-23 第2高島 ビル5階	042-526-3247 042-523-9144	立川市、昭島市、府 中市、小金井市、小 平市、東村山市、国 分寺市、武蔵村山 市、東大和市	立川労働基準監督署

(公社) 東基連 青梅 労働基準 協会支部	198-0036 青梅市河辺町 5-14-2 西多摩小売 酒販会館2階	0428-24-8917 0428-24-8939	青梅市、福生市、あ きる野市、羽村市、 西多摩郡	青梅労働基準監督署
(公社) 東基連 三鷹 労働基準 協会支部	181-0013 三鷹市下連雀 3-33-13-306号	0422-43-1918 0422-43-1920	武蔵野市、三鷹市、 調布市、西東京市、 狛江市、東久留米 市、清瀬市	三鷹労働基準監督署